GLOBAL X

使用開始日 2025年11月21日

投資信託説明書(交付目論見書)

グローバルX 米ドル建て投資適格社債 ETF(為替ヘッジあり)

追加型投信/海外/債券/ETF

当ファンドは、特化型運用を行ないます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

Global X Japan株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3174号

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

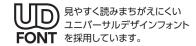
■委託会社の照会先 ホームページ

https://globalxetfs.co.jp/

受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで

03-5656-5274

- ■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで 閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、 約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



	商品	分類		属性区分			
単位型· 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	ETF	その他資産 (上場投資信託証券 (債券 社債))	年6回	北米	あり (フルヘッジ)

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 ※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[https://www.toushin.or.jp/]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名 Global X Japan株式会社

設 立 年 月 日 2019年9月2日

資 本 金 25億円

運用する投資信託財産の 合計 純資産総額

5192億42百万円

(2025年8月末現在)

- ●本文書により行なう「グローバルX 米ドル建て投資適格社債 ETF(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年11月5日に関東財務局長に提出しており、2025年11月21日にその届出の効力が生じています。
- ●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に 基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- ●当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等 との分別管理等が義務付けられています。
- ●請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その 旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。



ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

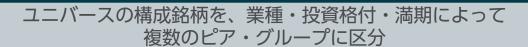
ファンドの特色

- Global X Investment Grade Corporate Bond ETFの受益 証券を通じて、米ドル建ての投資適格社債に投資し、信託財産の 着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ●Global X Investment Grade Corporate Bond ETFの組入比率は、原則として 高位を維持します。
- ●運用の効率化を図るため、先物取引等を利用する場合があります。このため、ETFの組入総額と先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ●実質組入外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ●安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ.投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - 口.信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク (為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益ま たは損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
 - ハ.法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信 託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
- ●当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が 予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上 記の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの目的・特色

●Global X Investment Grade Corporate Bond ETFの運用プロセス

ユニバース 【Bloomberg U.S. Corporate Index 】



クオンツ・ファクター・モデル (56のピア・グループ)

- 市場のデータや各企業のファンダメンタルズを 基に、有効なファクターを検証・抽出
- 抽出されたファクターは、6つのスタイル(バ リュー・モメンタム・サイズ・クオリティ・グ ロース・ベータ)に分類
- ファクターの分類やウェートは、クレジット市場の強弱局面によって調整
- 各銘柄にスタイルごとのスコアを付与
- スタイル別のスコアによってピア・グループ内の銘柄をパーセンタイルで順位付けし、各ピア・グループ内の平均順位トップ銘柄が投資候補銘柄となる

AI (人工知能) モデル (35のピア・グループ)

- 各ピア・グループに対し、個別の順位付けのためのモデルを開発・使用
- 各モデルは、10個のDNN(ディープニューラルネットワーク)**を活用
- 各DNNを用いてマクロ指標や発行体情報、債券 特性などの様々なデータを分析
- 各DNNが各ピアグループ内の銘柄にスコアを付与
- 付与された10個のスコアを組み合わせ、各ピア・グループのトップ銘柄が投資候補銘柄となる
- ※ DNN(ディープニューラルネットワーク)とは、人間の脳の神経回路を模した機械学習モデルの一つで、複雑なパターンや関係性を学習することができるモデルのことをいいます。



両モデルによって算出されたスコアを組み合わせ、 最終的な総合スコアを決定



運用者の裁量によって組入銘柄および組入比率を決定

リスク

デュレー ション イールド カーブ ボラティリ ティ

信用力

流動性

- 一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(分散投資規制)では、投資対象に支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高いファンドを特化型運用ファンドとしています。支配的な銘柄とは、次のいずれかの割合が10%を超える銘柄をいいます。
 - ・投資対象候補銘柄の時価総額に占めるその銘柄の時価総額の割合
 - ・運用管理等に用いる指数に占めるその銘柄の構成割合
- 当ファンドは、主要投資対象であるETFに支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性が高い特化型運用ファンドです。このため、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。



2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを 有しています。

- ●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
- 売買単位は、10口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ●追加設定は、現金により行ないます。
- 追加設定は3万口以上1口単位となります。
- ●解約請求により換金を行なうことができます。
- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は3万口以上1口単位となります。
- ●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
- 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、 受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利 子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額 の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は 毎年1、3、5、7、9、11月の各10日です。

(注)第1計算期間は、2026年3月10日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

基準価額の変動要因

- ●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

公社債の価格変動 (価格変動リスク・) 信用リスク

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、 または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

そ の 他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては 市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、 基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- ●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

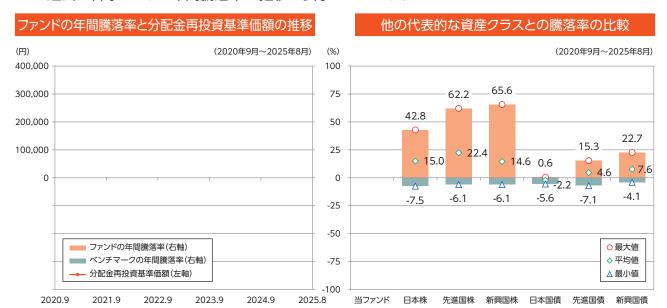
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- ●委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から 独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監 視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- ●委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性 リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行 ないます。
- ●取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示 します。

※資産クラスについて

日本株: Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)

先進国株:Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)

新興国株:Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)

日本国債: Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)

先進国債:Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)

新興国債:Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarブループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績



基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。 該当事項はありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続·手数料等

お申込みメモ

	購 入 単 位		位	3万□以上1□単位	
購入時	1.0		額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(100□当たり)	
期入时	購	入	方	法	追加設定は現金により行ないます。
	購	入	代	金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

	換	金	単	位	3万口以上1口単位
換金時	換	金	価	額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)
	換	金	代	金	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

申込に ついて	申込受付中止日	(購入申込みの受付けの停止) ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。 1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2.ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日 3.前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈換金申込みの受付けの停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。 1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2.ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日 3.前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやおを得ない事情が生じたものと認めたとき		
	申込締切時間	原則として、午後4時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。		
	購入の申込期間	2025年11月21日から2027年2月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)		
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。		
	購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。		

グローバルX 米ドル建て投資適格社債 ETF(為替ヘッジあり)

	信 託 期 間		間	無期限(2025年11月21日当初設定)		
	繰	上	償	還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、投資対象ETFが上場廃止となる場合、その他委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了(償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の□数が20万□を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき	
	決 算 日		В	毎年1、3、5、7、9、11月の各10日 (注)第1計算期間は、2026年3月10日までとします。		
その他	収 益 分 配		配	年6回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。		
	信託金の限度額		度額	1,000億円		
	公 告		告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://globalxetfs.co.jp/]に掲載します。		
	運用報告書		書	_		
	課税関係		係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。 ※2025年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。		

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用								
	料率等		費用の内容					
購入時手数料	販売会社が 定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。						
信託財産留保額	ありません。		_					
換金時手数料	販売会社が 定めるものとします。	受益権の換金に関する事務等の対価です。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
	料率等		費用の内容					
	毎日、次のイ.の額にロ.の額 運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産 を加算して得た額 から支払われます。							
運用管理費用(信託報酬)	を乗じて得た額							
	ロ. 信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜 50%)) を乗じて得た額							
委 託 会 社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成 等の対価です。						
受 託 会 社	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。						
	〈運用管理費用の配分〉(今後	後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社				
	イ.の客	頂(税抜)*	年率0.01%	年率0.015%				
	□.の額(□.の総額に対す	する比率で表示しています。)	60%	40%				
	※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。							
投資対象とするETF	年率0.14%程度	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。						
実質的に負担する 運 用 管 理 費 用	年率0.1675%(税込)程度							
その他の費用・手数料	担いただきます。 ※売買委託手数料などの「その額等を示すことができません ●受益権の上場にかかる費用る産から支払うことができます ※提出日現在、上場にかかる費・年間上場料:毎年末の純資産・追加上場料:追加上場時の増	らよび当該費用にかかる消費税等(。。	用状況等により変動するに相当する金額を、受益 に相当する金額を、受益 税抜0.0075%) に、新規上場時および第	がため、事前に料率、上限 会者の負担として信託財 が規上場した年から前年				

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

- •税金は表に記載の時期に適用されます。
- •以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

	時 期		項目	税 金			
売	却	時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 (注)	売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%		
解	約	時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 (注)	解約時の差益(譲渡益)に対して20.315%		
分	配	時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^{注)}	収益分配金に対して20.315%		

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合
NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合
NISA(少額投資非課税制度)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託
やETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした
商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と集合等には、税金等が参加ます。

※上記は、2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 ※法人の場合は上記とは異なります。 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。